

平成26年 8 月 20 日の豪雨災害に伴う 広島市災害廃棄物処理計画

平成 26 年 9 月 14 日（策定）

平成 26 年 10 月 31 日（改定）

平成 27 年 1 月 30 日（改定）

平成 27 年 9 月 15 日（改定）

平成 27 年 12 月 22 日（改定）

広 島 市

目 次

第1章 処理方針及び計画の基本的事項	1
1.1 目的	1
1.2 計画の位置づけ	1
1.3 災害廃棄物処理方針	1
1.4 対象区域	1
1.5 災害廃棄物の処理期限	3
1.6 災害廃棄物の分類、処理方法及び発生量推計	3
第2章 処理計画	4
2.1 処理計画策定の方向性	4
2.2 収集・運搬計画	4
2.3 災害廃棄物の処理の流れと業務範囲	7
第3章 作業計画	9
3.1 災害廃棄物の収集・運搬業務	9
3.2 玖谷埋立地での分別業務等	9
3.3 1次仮置場での分別業務等	9
3.4 2次仮置場での中間処理業務	9
3.5 遺失物及び思い出の品の管理	12
3.6 2次仮置場での見学者対応業務	12
第4章 実施スケジュール	13
4.1 実施スケジュール策定上の留意点	13
4.2 計画の見直し	13

第 1 章 処理方針及び計画の基本的事項

1.1 目的

平成 26 年 8 月 19 日からの記録的豪雨により発生した豪雨災害により、本市安佐北区大林地区、桐原^{とげ}地区、三入地区及び可部地区並びに安佐南区八木地区、緑井地区及び山本地区を中心に市内各所が斜面崩壊等による多大な被害を被った。これらの地区では土石流によって膨大な量の災害廃棄物及び災害廃棄物を含む土砂（以下「災害廃棄物」という。）が発生しており、今後の復旧・復興に向けた取組の支障となっている状況にある。

本計画は、市内で発生した災害廃棄物を、迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定めることを目的とする。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、現時点で判明した災害廃棄物等の処理見込み量を基に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画として作成したものである。今後、災害廃棄物の処理を行う過程で災害廃棄物の測量や組成調査を行うとともに、適宜、本計画の改定を行うものとする。

1.3 災害廃棄物処理方針

災害廃棄物の処理方針を以下のように定める。

■ 災害廃棄物処理方針

- ① 市民の生活環境の保全
- ② 埋立削減・再資源化の促進
- ③ 地域雇用の創出
- ④ 経費削減努力
- ⑤ 関係機関との協力

1.4 対象区域

本計画の対象区域は、安佐南区及び安佐北区のうち、真砂土と呼ばれる風化花崗岩層の広がる山すそ部分を中心とした、概ね 11km にわたる線上に広がったエリアであり、土砂崩れによる家屋損壊や河川氾濫による床上・床下浸水が発生している図 1-1 の範囲である。

これら被災現場で発生している災害廃棄物のうち、本計画で扱う対象は、砂防施設等の土砂及び高谷川河川災害復旧工事区域（安佐北区大林地区）に隣接する農地の土砂を除き、市街地等の土砂を含む災害廃棄物とする。

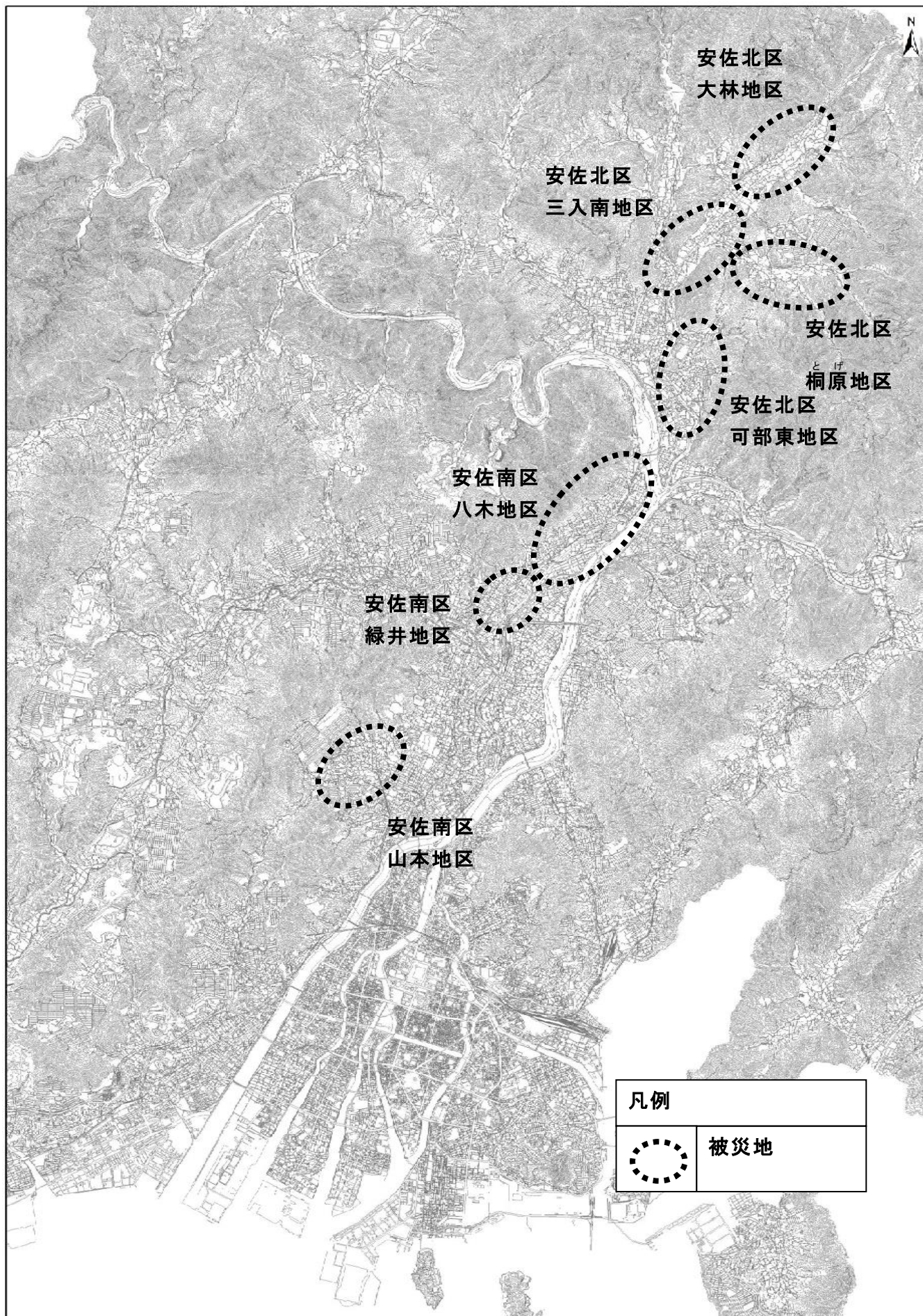


图 1-1 広島市災害廃棄物処理計画対象区域

1.5 災害廃棄物の処理期限

- ・ 災害廃棄物の処理期限は、平成 28 年 2 月までとする。
- ・ 被災現場からの災害廃棄物は、平成 26 年 12 月末までを目途に撤去する。（ただし、八木三丁目、八丁目については、道路等復旧作業の進捗状況にあわせ実施する。重機等の搬入が困難である安佐北区の農地については平成 28 年 1 月末までを目途に撤去する。）
1 次仮置場から 2 次仮置場への集積は、平成 27 年 1 月から開始し、すべての 1 次仮置場の仮置きは、平成 28 年 2 月までに解消する。
ただし、1 次仮置場のうち周辺環境への配慮が特に必要な 1 次仮置場については、平成 26 年 11 月末を目途に、他の 1 次仮置場に移送する。
- ・ 中間処理及び最終処分は、平成 28 年 2 月までに終了する。
- ・ 中間処理施設は、平成 28 年 3 月までに撤去する。

1.6 災害廃棄物の分類、処理方法及び発生量推計

今回災害で発生したと想定される災害廃棄物については、表 1－1 に示すとおりである。
生活環境の保全上、特に処理が必要な被災家屋（以下、「解体家屋」という。）については、住民からの申請により、市で撤去し、その処理を行うものとする。
また、廃自動車・廃家電については、別途市により各リサイクル法に則った処理を行う。

表 1－1 災害廃棄物発生量推計

項 目	分別項目	具体例	処理方法	発生量推計値(t)
可燃物	流木、柱角材	流木、柱角材	資源化	10,934
	木くず	雑木、端材	資源化	1,373
	その他可燃物	畳・布団類、紙、布	焼却・資源化	1,327
不燃物	安定埋立品目	ガラス・陶磁器くず	埋立処分	1,327
コンクリートがら	コンクリートがら	コンクリート	資材化	13,802
金属類	金属類	解体家屋からの金属製建具、家具等	資源化	1,655
混合廃棄物	混合廃棄物	上記に含まれない被災家屋廃材・廃家具などの可燃系の混合物	分別後、可能なものは資源化。 可燃物は焼却	1,843
土砂等	土砂	土砂	資源化	535,500
	土砂に混入している災害廃棄物	市街地に流入し土砂に混入している災害廃棄物	分別後、可能なものは資源化。 可燃物は焼却	15,365
廃家電、廃自動車、その他処理困難物等	廃家電	家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン）石油ストーブ等	資源化及び破碎・選別	115
	その他処理困難物等	タイヤ、消火器、危険物等	専門業者引取	
	廃自動車	自動車、オートバイ	資源化（業者引取）	36
合 計				583,277

第2章 処理計画

2.1 処理計画策定の方向性

(1) 状況を踏まえた処理計画の策定

1次仮置場に集積された災害廃棄物の組成や、2次仮置場での中間処理の進捗状況を踏まえ、処理計画を改定する必要がある。

(2) 再資源化の推進と適正処理

1次仮置場において、粗選別などの前処理を進め、再生利用可能なものを積極的に活用する。処理方針に基づいて再資源化に努めるものとする。

また、再資源化できないものについては、減容化・無害化を目的とした焼却処理を実施するなど、適正処理を進める必要がある。

(3) 地場企業の活用と雇用の創出を通じた地域経済への貢献

可能な限り地場企業の活用と新たな雇用を考慮した処理を実施し、市の復興に向けた一助とする必要がある。

2.2 収集・運搬計画

(1) 1次・2次仮置場の設置

以下の目的により1次・2次仮置場を設置する。

表 2-1 1次仮置場及び2次仮置場の定義

	設置目的	住民からの受入
1次仮置場	災害廃棄物の集積及び分別	一部で可
2次仮置場	災害廃棄物及び選別物の集積並びに中間処理（破碎、選別）	不可

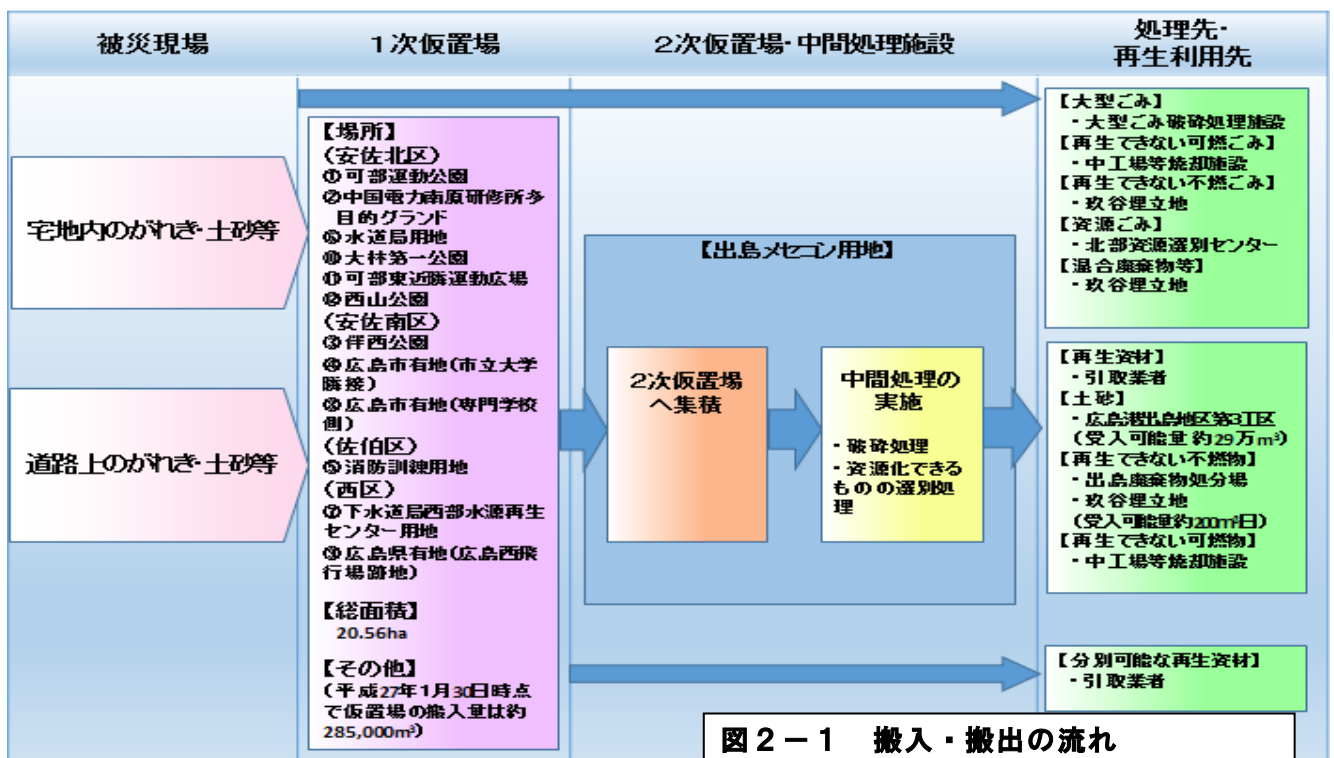
(2) 1次仮置場の設置

被災現場からの災害廃棄物集積場所として、表 2-2、図 2-2 のとおり、1次仮置場を設置している。

なお、被災現場からの災害廃棄物の搬出及び仮置場等への搬入については、図 2-1 のとおり行うものとする。

表 2-2 1次仮置場一覧（平成 27 年 12 月 10 日現在）

	名称	所在地	面積 (ha)	搬入開始	搬入終了	2次仮置 場への 搬出開始	2次仮置 場への 搬出終了	備考
①	可部運動公園	安佐北区可部 町大字勝木	1.17	H26.8.22	H26.10.18	H27.6.1	H27.7.10	
②	中国電力南原研修所 多目的グラウンド	安佐北区可部 町綾ヶ谷	2.00	H26.8.29	H27.4.24	H27.2.6	H27.5.29	
③	伴西公園	安佐南区伴西 1丁目	0.65	H26.8.21	H26.9.27	H27.1.30	H27.3.16	
④	広島市有地 (市立大学隣接)	安佐南区大塚 東三丁目	1.00	H26.8.30	H26.9.15	H27.8.12	H27.9.18	
⑤	消防訓練用地	佐伯区石内南 五丁目	1.80	H26.8.26	H26.10.31	H27.9.1	H28.1 末 予定	
⑥	水道局用地	安佐北区落合南 六丁目	0.43	H26.9.6	H26.10.19	H27.3.16	H27.6.30	
⑦	下水道局西部水資源 再生センター用地	西区扇二丁目	3.00	H26.9.16	H26.12.27	H27.2.9	H27.10.26	
⑧	広島市有地 (専門学校側)	安佐南区大塚 東三丁目	0.50	H26.9.17	H26.10.31	H27.9.7	H27.9.19	
⑨	広島西飛行場跡地	西区観音新町 四丁目	9.20	H26.9.29	H27.6.10	H27.7.1	H28.2 末 予定	
⑩	大林第一公園	安佐北区大林 二丁目	0.06	H26.8.20	H26.9.27	-	-	②に搬出済
⑪	可部東近隣運動広場	安佐北区可部 東四丁目	0.30	H26.8.23	H26.9.30	-	-	⑨に搬出済
⑫	西山公園	安佐北区亀崎 二丁目	0.45	H26.8.22	H26.9.30	-	-	⑨に搬出済
合計			20.56					



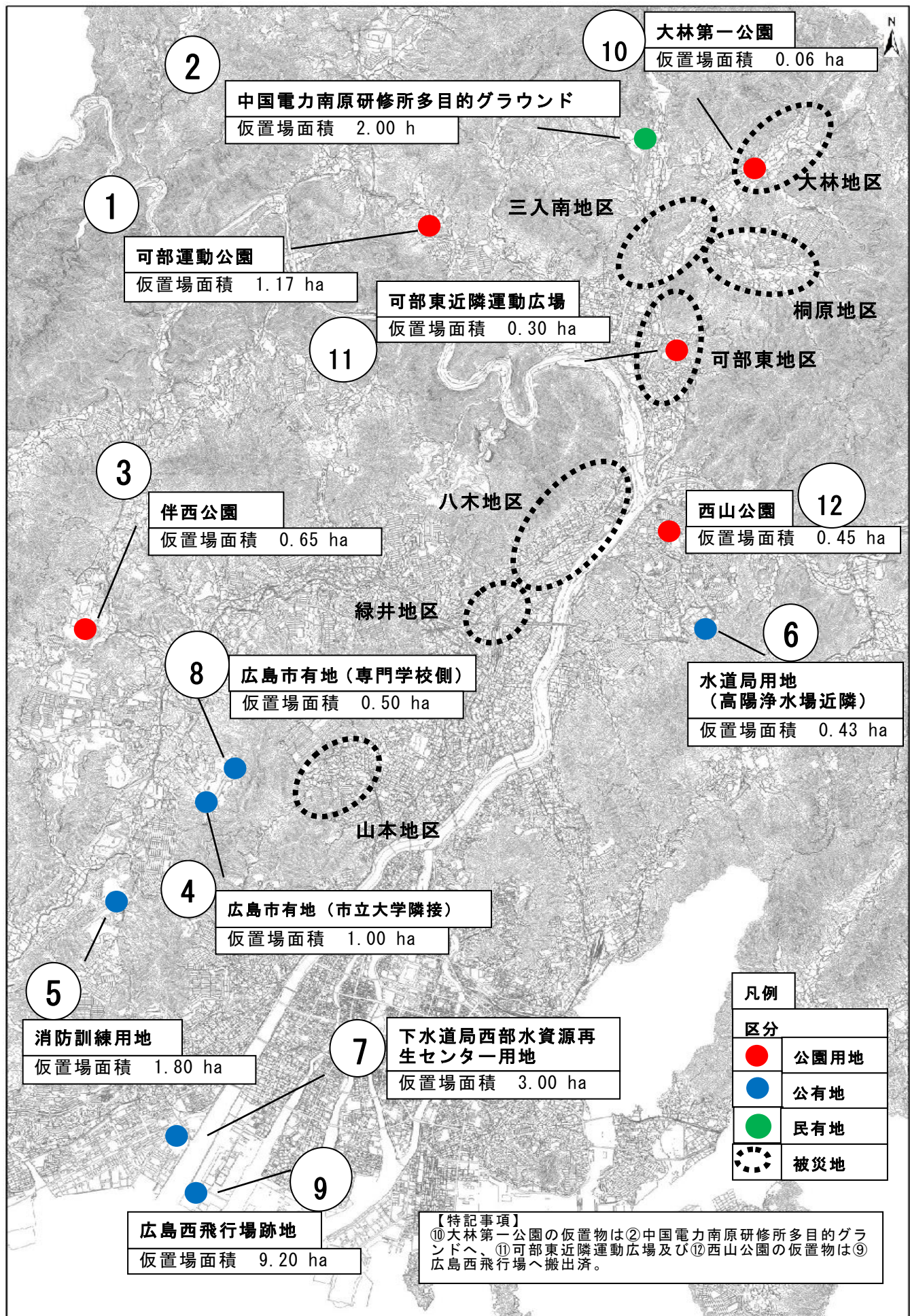


図 2-2 1次仮置場位置図（平成 27 年 9 月 10 日現在）

(3) 2次仮置場の設置

1次仮置場に集積した災害廃棄物を集積し、適切な処理を行う場所として、図 2-3 のとおり、メッセ・コンベンション等交流施設用地に、2次仮置場を設置する。



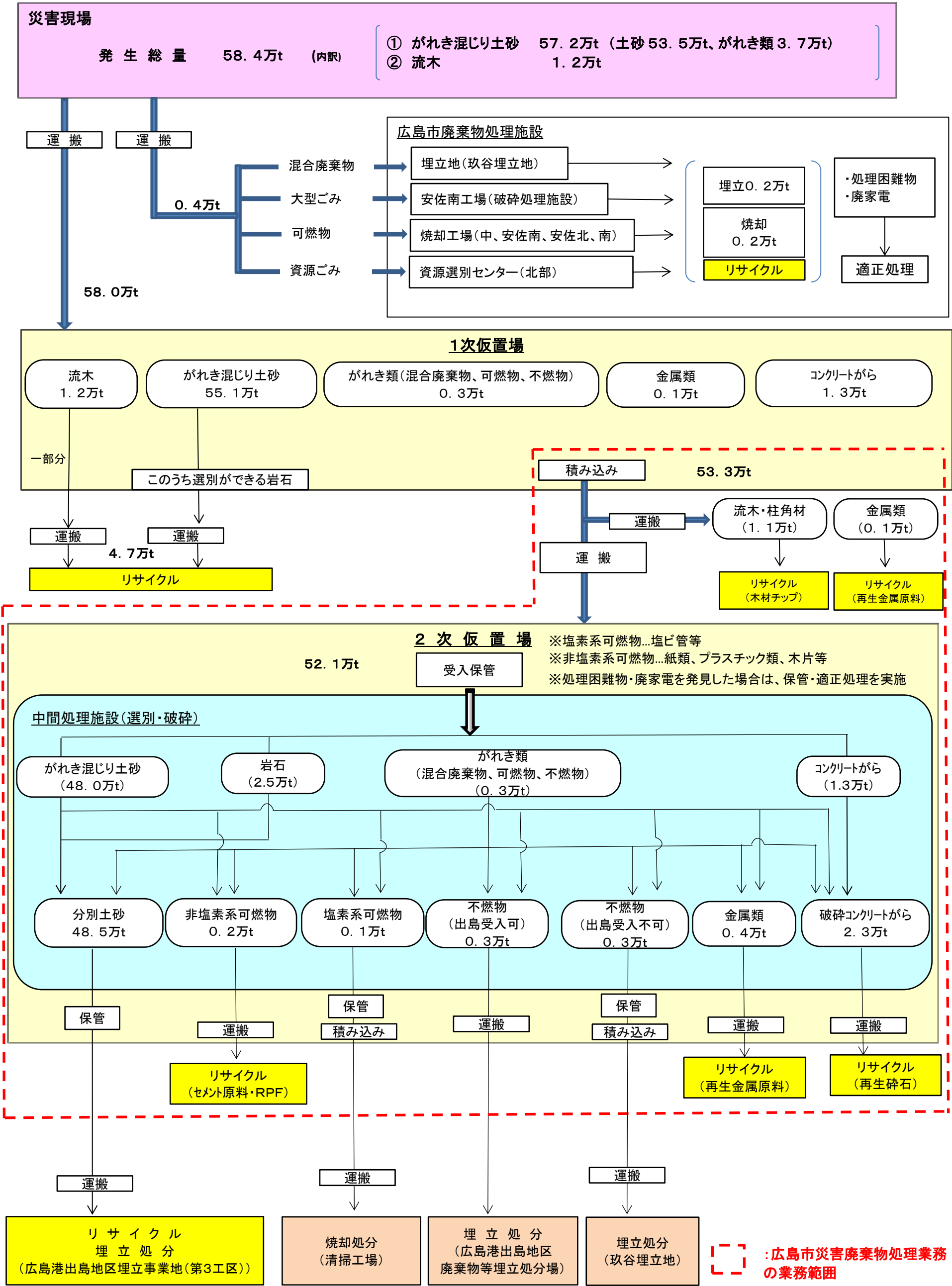
図 2-3 2次仮置場位置図

名称	所在	設置時期	業務概要
メッセ・コンベンション等交流施設用地	広島市南区出島四丁目	平成 26 年 11 月末～	1 次仮置場から 2 次仮置場への運搬及び 2 次仮置場において破砕・選別の中間処理を行う。

2.3 災害廃棄物の処理の流れと業務範囲

災害廃棄物の処理フロー図を次ページに示す。

災害廃棄物処理フロー



第3章 作業計画

3.1 災害廃棄物の収集・運搬業務

- ・ 災害廃棄物を収集するとともに運搬車へ積込む。
- ・ 運搬作業は、1次仮置場まで運搬し、積下す。
- ・ 廃家電のうち、家電リサイクル法対象機器及び処理困難物は、迅速かつ適切な処理を行うために玖谷埋立地に搬入し、一括して管理を行う。
- ・ 市保有施設（玖谷埋立地、安佐南工場大型ごみ破碎処理施設、北部資源選別センター）、焼却処理施設（中工場、安佐南工場、安佐北工場）において処理可能なものは、災害現場から直接運搬する。
- ・ 運搬車両の識別を明確にし、数量を確認できるよう、回数、運搬時間等を記録した日報を作成する。なお、確認方法は、搬出入時間を管理するなどによる。

3.2 玖谷埋立地での分別業務等

- ・ 混合廃棄物は、玖谷埋立地で手作業及び重機を使用して分別する。
- ・ 分別された可燃性の大型ごみは、臨時に移動式破碎機を設置し、破碎処理を行ったうえで安佐南工場焼却施設に搬出し、焼却処理を行う。
- ・ 不燃性の大型ごみは安佐南工場破碎処理施設に搬出し、破碎処理を行う。
- ・ 家電リサイクル法対象機器は、指定引取場所に引き渡す。
- ・ 処理困難物は別途搬出し、専門業者にて適正処理を行う。
- ・ その他の残渣（不燃物）については、埋立処分を行う。

3.3 1次仮置場での分別業務等

- ・ 1次仮置場に搬入した災害廃棄物は、2次仮置場での迅速な処理及び再資源化の向上のために粗分別を行い、2次仮置場に運搬するまで保管する。
- ・ 1次仮置場にて分別を行った再生資材（流木・金属類）は、2次仮置場を経由せずに引取業者へ搬出する。
- ・ 1次仮置場では、パトロール業務を実施して、1次仮置場及び周辺地域の環境保全を図る。
- ・ 1次仮置場からの搬出に際しては、鋼板の設置、タイヤ洗浄機の導入及び散水の実施等を行い、粉じんの発生・飛散による作業環境及び周辺環境の悪化の防止措置を行う。

3.4 2次仮置場での中間処理業務

（１）業務実施時期

2次仮置場に係る以下の業務について、平成26年11月27日に契約を締結し、必要な資機材の調達、2次仮置場（中間処理施設）の整備、作業計画の作成等の準備作業を経て、平成27年1月30日から処理を一部開始する。処理は平成28年2月まで行い、平成28年3月に2次仮置場（中間処理施設）を撤去する。

（２）施設整備

- ・ 災害廃棄物に触れた雨水が地下浸透しないよう、処理を行う場所には全面舗装を実施する。
- ・ 運搬時は、積載重量を確認するため、2次仮置場の計量施設を経由する。

- ・ 2次仮置場内の車両動線は一方通行とし、車両の運行ルートの交錯を回避する。
- ・ 構内道路は、散水車及びロードスqueeperにより常時清掃を行う。
- ・ タイヤ洗浄機を設置し、運搬車両の洗浄を行う。
- ・ 2次仮置場内に待車スペースを確保し、搬入車両の渋滞を防止する。
- ・ 中間処理作業は粉じん発生抑制のため、仮設テント内で行うものとする。
- ・ 仮設テントは防音に配慮した構造とする。
- ・ 敷地境界に仮囲いを設置する。

※使用重機：振動スクリーン、破砕機、スケルトンバケット付バックホウ、つかみ機付バックホウ、ホイールローダー、ダンプトラック等

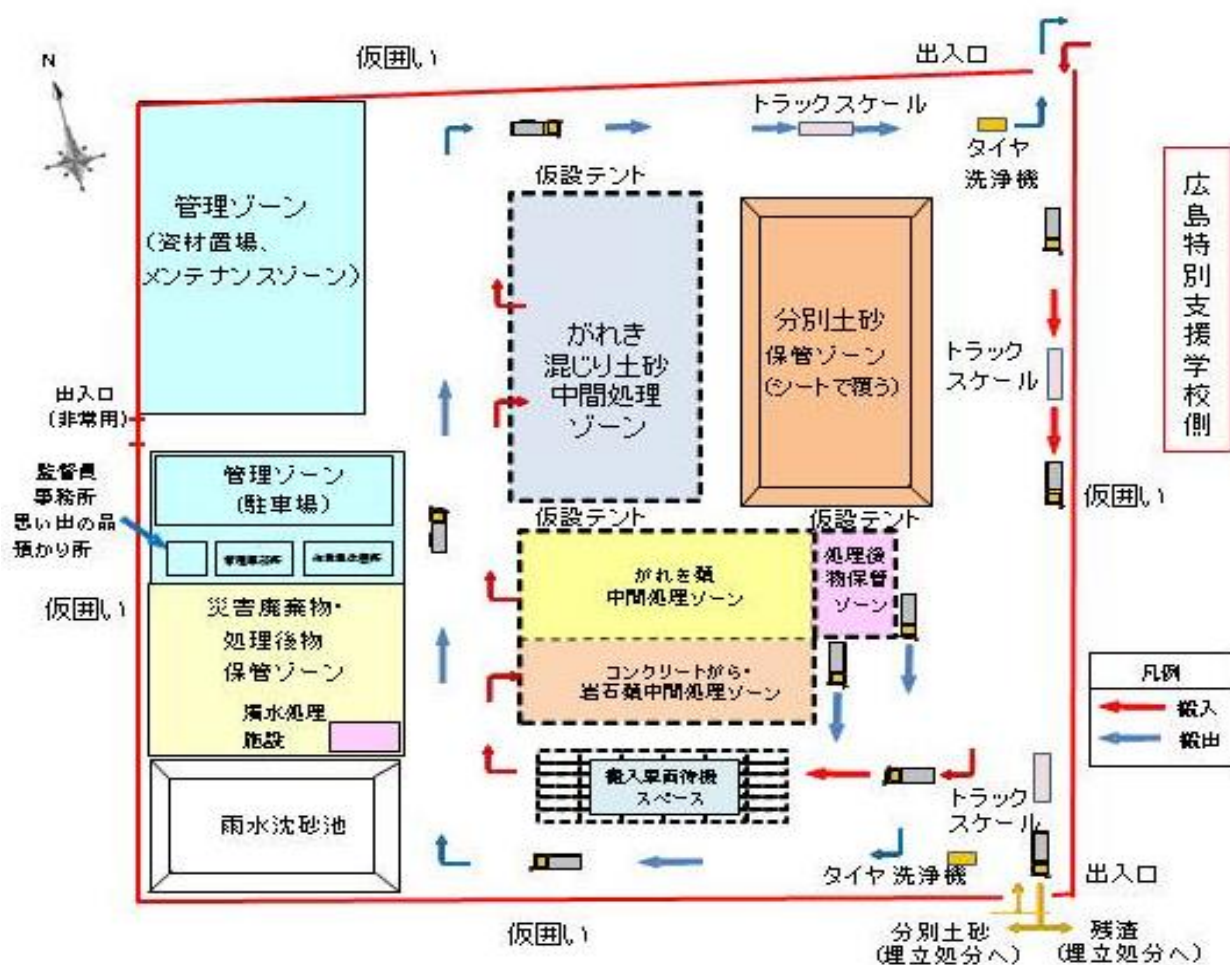


図 3-1 2次仮置場見取り図

(3) 中間処理業務の内容

- ・ 2次仮置場において、積下しされた災害廃棄物を分別する。
- ・ がれき混じり土砂は、土砂とがれき類に分別する。
- ・ 分別した土砂は広島港出島地区埋立事業地（第3工区）へ搬出する。
- ・ 金属類、流木・柱角材は可能な限り再資源化を行う。
- ・ 選別後のがれき類のうち、破砕コンクリートがらは、再資源化を行うが、再資源化ができないものは、広島港出島地区廃棄物等埋立処分場へ搬出する。
- ・ その他のがれき類については、塩素系可燃物及び非塩素系可燃物並びに残渣（不燃物）に

分別し保管する。塩素系可燃物（塩ビ管等）は主に中工場へ運搬し、非塩素系可燃物（紙類、プラスチック類、木片等）はセメント原料または RPF として処分する。広島港出島地区廃棄物等埋立処分場の搬入基準に適合しない残渣（不燃物）は、玖谷埋立地へ運搬する。

図 3-2 中間処理フロー図 1

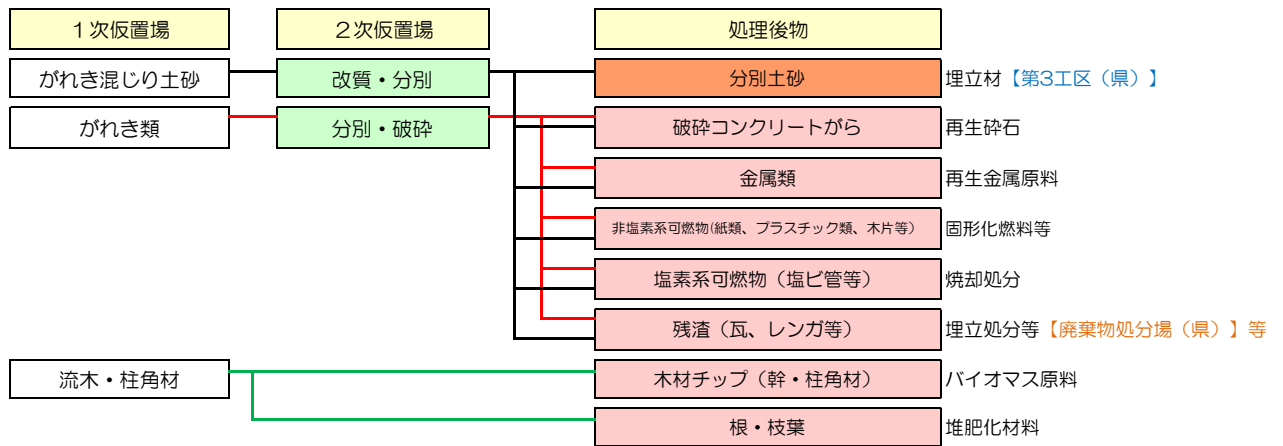
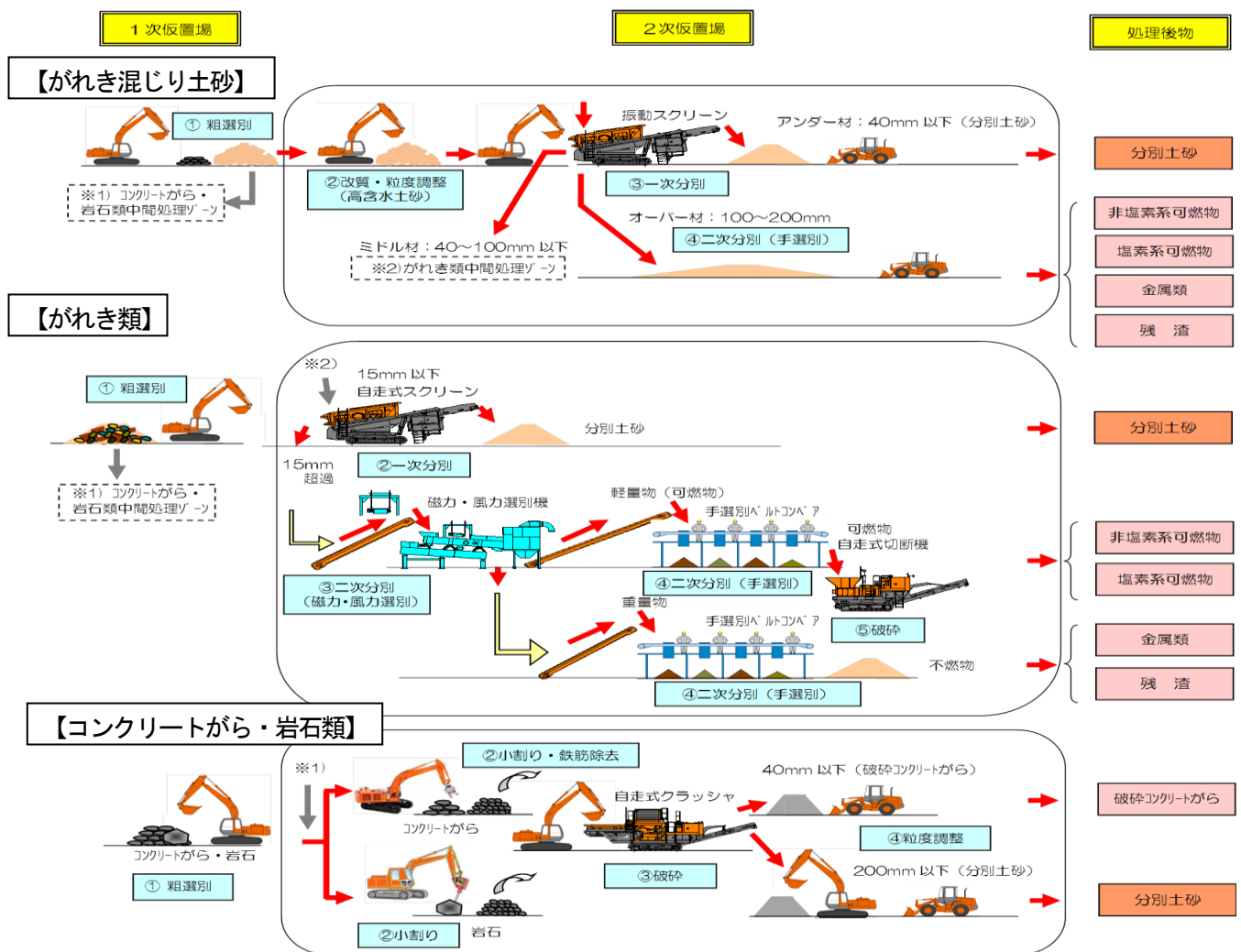


図 3-3 2次仮置場における中間処理フロー図 2



(4) 安全対策

- ・ 処理後物の保管にあたっては、火災防止及び崩落防止の観点から種別ごとに積み上げ高さの上限を設定し、管理を行ったうえで適宜搬出する。
- ・ 木材チップは、温度測定を行い、温度上昇がみられた際には掘削攪拌や散水などの冷却対策を行う。
- ・ 作業員の粉じん等の暴露を防止するため、防じんマスク、保護メガネ等を着用させる。
- ・ 業務従事者に対し安全教育を行い、定期的に避難訓練を実施する。

3.5 遺失物及び思い出の品の管理

災害廃棄物の選別の過程で発見された物品について、次のとおり取扱うこととする。

(1) 遺失物について

現金類、貴金属類、個人情報物件（写真を含む）などの遺失物は広島南警察署へ届け出る。

(2) 思い出の品について

思い出の品（遺失物以外のもので、本来の用途として使用が困難であるが、ある程度原型を留めて発見されたもの）は、2次仮置場（中間処理施設）内の思い出の品預かり所で保管する。

(3) 閲覧方法及び返却方法

思い出の品預かり所に思い出の品を撮影した写真を閲覧できるスペースを設け、月曜日から金曜日及び第2、第4土曜日（祝日、振替休日、年末年始を除く。）の午前10時から午後4時までの間に公開する。公開場所については、2次仮置場（中間処理施設）のほか、市役所環境局環境政策課、安佐南区役所区政調整課、安佐北区役所区政調整課、佐東公民館、八木集会所、可部公民館で公開する。本市ホームページでも、発見された物品の情報を公表する。

返却の求めがあった場合は、本来の所有者又はその関係者である旨の確認を行ったうえで、返却を行う。

(4) 臨時思い出の品預かり所の開設

本処理計画対象区域（以下「被災地」という）の自治会長等と協議して、被災地に近接した公民館等で臨時思い出の品預かり所を適宜、開設する。

3.6 2次仮置場での見学者対応業務

2次仮置場（中間処理施設）において、見学者対応をすることとする。

(1) 見学対象者について

一般、小中学校、高等学校別に見学内容、実施日、時間、定員を設定して対応する。

(2) 見学内容について

災害廃棄物処理業務の概要説明や施設内の見学を行う。

(3) 見学の実施日について

平成27年6月1日から平成28年2月頃まで（祝日、振替休日及び年末年始を除く。）

第4章 実施スケジュール

4.1 実施スケジュール策定上の留意点

被災現場からの災害廃棄物等の撤去は、平成26年12月末を目途に行う予定であるが、八木三丁目、八丁目については、道路等復旧作業の進捗状況に合わせ実施し、重機等の搬入が困難である安佐北区の農地については平成28年1月末までを目途に撤去する。

また、1次仮置場に集積された災害廃棄物のうち、廃畳・布団等については、火災等の二次災害のおそれがあることから、1次仮置場で確認次第、直ちに撤去する。

さらに、悪臭や粉じん等、周辺環境への配慮が特に必要である1次仮置場（大林第一公園、可部東近隣運動広場及び西山公園については、平成26年11月末までに、他1次仮置場（中国電力南原研修所多目的グラウンド、広島西飛行場跡地等）への仮置物の転送を行う。

		9	10	11	12	1	2	3	...	9	...	12	1	2	3
広島市災害廃棄物処理計画		策定	改定			改定				改定	必要に応じ、計画の見直し、改定				
被災現場	被災家屋等からの災害廃棄物等の搬出	被災現場からの撤去													
準備等	1次仮置場 ①可部運動公園、 ②中国電力南原研修所多目的グラウンド ③伴西公園 ④広島市有地(市立大学隣接) ⑤消防訓練用地 ⑥水道局用地(高陽浄水場近隣) ⑦下水道局西部水資源再生センター用地 ⑧広島市有地(専門学校側) ⑨広島西飛行場跡地														
	⑩大林第一公園 ⑪可部東近隣運動広場 ⑫西山公園														
監視等															
の災害 処理 廃棄物 等	中2 間次 処理 置場 施設・ メッセ・コンベンション等交流施設用地			契約		処理									

4.2 計画の見直し

本計画は、迅速に災害廃棄物の処理を進めるために、現時点でできる限りの情報を基に、災害廃棄物等の推計量を算定し、その推計量を処理見込量として策定したものである。

1次仮置場に搬入された災害廃棄物の数量等の調査を行い、その時点での処理量の実績を踏まえた、災害廃棄物の種類ごとの選別及び前処理に必要な能力等を考慮した処理計画の見直しを行い、適宜、本計画書を改定する。